

樹脂容器を使用した圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する 技術指針

1. 目的

この基準は、高圧ガス保安法の範囲外であり安全規制がかからない圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾール製品（以下「当該エアゾール」という。）のうち樹脂容器を使用したエアゾール製品について、令和3年4月23日改定の「圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する自主基準」を基にした技術上の指針を制定し、当該製品の安全確保を図ることを目的とする。

2. 圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールの定義

容器に充填されている圧縮ガスの圧力によって、その容器又は他の容器に充填されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤など）を噴霧状、泡状、練歯磨状などに排出する製品における当該内容物。

3. 適用範囲

樹脂容器を使用し、容器内の圧力が高圧ガス保安法第2条第1項の規定に該当しない、温度35度で1MPa（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）未満の圧縮ガスのみを使用したエアゾールに適用する。

4. 当該エアゾールの噴射剤として用いることができる圧縮ガス

窒素、炭酸ガス、アルゴン、ヘリウム、圧縮空気、酸素及び亜酸化窒素等の単体又は混合ガスであること。

※ 経済産業大臣が定めるものを除き、毒性ガスを使用しないこと。

5. 技術基準

樹脂容器を使用した当該エアゾールは、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 容器の形式、容量

円筒形であって、容器内容積は500mLを越えてはならない。

(2) 容器の材質

容器は、PET、PEN、ナイロンもしくはPET・PEN・ナイロン・EVOHの混合物等で構成されていること。

(3) 容器耐圧

温度50度における容器内の圧力の1.8倍の圧力で破損がないこと。

(4) 容器に対する内容物の容量割合

温度35度において、内容物の容量が容器内容積の90%以下のものであること。

(5) 当該エアゾールを温度48度にしたとき、ガスが漏れないものであること。

ただし、代替検査方法として温度条件等について変更することができる。漏洩検査の代替検査方法を行う場合は、事業者独自の基準を定め、総合品質保証システムを有していなければならない。

- (6) バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。
- (7) 当該エアゾールに関する自主基準に準じ、エアゾールの種類に応じた表示すべき事項等を表示すること。

6. 付 則

- (1) 事業者等の樹脂容器を使用した当該エアゾールの製品安全性確認について
販売事業者、製造事業者は当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を確保すべく樹脂容器の安全設計、製品安全性確認について、確認しておかなければならない。

安全設計の確認項目の一例として

- 設計認定試験

- 耐圧試験

- 落下試験

- 容器の安定性試験(経時試験)

- 長期性能試験

- 内容物や紫外線の影響による劣化に対して耐性があることの検証

- 内容物が樹脂容器に有害な影響を起ささない検証

- 包装貨物輸送の確認試験

- JIS Z 0200 包装貨物—性能試験方法一般通則

- 落下試験の規格としては、「JIS Z 0202」包装貨物—落下試験方法

- 振動試験の規格としては、「JIS Z 0232」包装貨物—振動試験方法

- (2) 当該エアゾールの製造にあたっては、この技術指針のほかに、消防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の関係法規を遵守すること。
- (3) この技術指針の改廃は、技術委員会にて検討の上、理事会に上申して承認を得ること。
- (4) この技術指針は、令和4年4月22日理事会の承認以降に製造するものについて適用する。

以 上